

【重要】 6月10日以降の課外活動の取り扱いについて（6/9）

- 緊急事態宣言が解除されるまでの間、多人数の接触を伴う活動は禁止します。
- 十分な感染症対策が講じられると判断できる場合に限り、学内での活動を一部認める場合がありますので、所管窓口にご相談ください。ただし、自主開催行事の開催は認めません。
- 学外連盟等が主催する公式戦等の予定が決まっている場合は、個別に可否を判断しますので、必ず所管窓口にご相談ください。

※ 各個人において、不要不急の外出や移動を控えるとともに、一人ひとりが感染しない、感染させないための行動を徹底してください。

※ 詳細については、別紙を参照してください。



課外活動に参加される学生の皆様へ

学生センター

6月10日以降の課外活動の取り扱いについて

緊急事態宣言が解除されるまでの間、多人数の接触を伴う活動は禁止しますが、十分な感染症対策が講じられると判断できる場合に限り、学内での活動を一部認める場合があります。下記の内容を確認の上、所管窓口にご相談ください。

なお、学外連盟等が主催する公式戦等の予定が決まっている場合は、個別に判断しますので、必ず所管窓口にご相談ください。

記

1 6月10日以降の取り扱いについて

＜対象期間＞ 6月10日（木）～ ※日曜日を除く

対象施設	活動時間	活動にあたっての制限
凜風館ミーティングルーム大	【月～土】	<ul style="list-style-type: none"> ・左記、対象施設でのみ活動を認める。 （部室への入室は必要な荷物の搬出入のみ許可する。） ・1団体あたり1日2時間以内（準備・片づけを含む）とする。 ・1活動あたり10人以下での活動のみ認める。
凜風館ミーティングルーム小	9：30～11：30	
凜風館小ホール	12：00～14：00	
KUシンフォニーホール	14：30～16：30	
有鄰館多目的ホール	【日】	
誠之館3号館新館会議室	活動を認めない	

2 順守事項について

＜活動条件＞

- ・大学や学生センターの要請を順守すること。
- ・所管窓口にご相談の上、活動許可を得た後に、必要書類の内容について必ず顧問の了解を得ること。
- ・部内で感染者又は濃厚接触者が出た場合は、速やかに所管窓口へ報告すること。

(1) 体調管理の徹底

- ・毎日自宅で体温計測を実施すること。
- ・軽度であっても、発熱・咳・倦怠感・鼻水・咽頭痛を含め、体調不良者は活動に参加しないこと。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を登録すること。

(2) 衛生管理の徹底

- ・活動中のみならず、キャンパス内の移動及び公共交通機関利用の際もマスクを着用すること。
ただし、マスク着用下での活動は、酸素不足や熱中症のリスクもあるため、息苦しくなる場合は、十分な対人距離を確保した上でマスクを外し呼吸するなど臨機応変な対応を行うこと。
- ・更衣（室）においてもマスクを着用し会話は控えること。
- ・咳エチケット、手洗い、うがい、アルコール消毒の徹底
- ・施設利用時の手指の消毒
- ・備品の貸与については、使用団体で消毒を行うこと。

(3) 室内環境の管理

- ・室内換気の徹底
 - ①換気扇が設置されている施設については、常時換気扇を稼働させておくこと。
 - ②常時、扉・窓を開放させておくこと。
（楽器を演奏する活動の場合に限り、演奏中は扉・窓を閉めることとするが、必ず30分に1回10分以上の換気を行うこと）
- ・施設使用后、換気を行った上で使用備品及び飛沫が付着した場所の消毒を徹底すること。
- ・活動中に発生したゴミは、人が触れないように必ずビニール袋等で封をして処理すること。

(4) その他の留意事項

- ・ 3密（密閉・密集・密接）回避を徹底すること。
- ・ 対人距離（少なくとも2 m以上）を確保すること。
- ・ ミーティングについては、可能な限りオンラインで実施すること。
- ・ 関係団体、連盟、協会等が新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインを作成している場合は、当該ガイドラインにも従い活動すること。
- ・ 部室及び共用施設で軽食を含む食事等の喫食（お菓子を含む）は厳禁とする。なお、熱中症対策のための水分補給は必要に応じて行うこと。ただし、ボトルの回し飲みは行わないこと。
- ・ 課外活動前後の食事会については、少人数であっても行わないこと。
- ・ 人数の多寡及び酒類の提供の有無にかかわらず学内者・学外者との懇親会の場、深夜におよぶ飲食の場（自宅・下宿も含む）に参加しないこと。また、夜間の繁華街へ出歩く行動は慎むこと。
- ・ 課外活動への参加の強要又は不参加に伴う不利益な取り扱いをしないこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染者が日常的に発生している地域より帰阪した者は活動参加を自粛するなど、感染拡大防止に努めること。

以 上

【問い合わせ（所管窓口）】

- | | | |
|---------------------------------------|---|---|
| ・ 文化会、学術研究会、単独パート（放送研究会）
同好会、準登録団体 | ⇒ | （千里山）学生生活支援グループ
（高槻）高槻キャンパス事務グループ
（ミューズ）高槻ミューズキャンパス事務グループ
（堺）堺キャンパス事務室 |
| ・ ボランティア学生スタッフ、ピア・コミュニティ | ⇒ | ボランティア活動支援グループ |
| ・ 体育会、単独パート（応援団） | ⇒ | スポーツ振興グループ |